

知事随想



神奈川県知事 松沢成文

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止 条例について

たばこの煙には、二百種類以上の有害物質が含まれており、喫煙者が吸う主流煙よりもたばこの先から出る副流煙の方により多くの有害物質が含まれている。室内で他人のたばこの副流煙を吸わされる受動喫煙は、肺がんや心疾患などの発生リスクを高めるなど、健康に悪影響を与えることが、科学的な研究により明らかになっている。

そのため、神奈川県では、平成二十一年三月に、受動喫煙から県民の健康を守るために、不特定又は多数の人が出入りすることができる室内又はこれに準ずる公共的空間において、新たなルールである「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を制定した。

日本を含む百六十カ国以上が批准している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、すべての屋内の職場、屋内の公共の場所及び公共交通機関において、受動喫煙を防止するための措置を積極的に促進することを求めている。これを受けて、アイルランドやイングランド、フランス、イタリア、アメリカやドイツの多くの州などでは、レストラン、ホテル、劇場などの屋内の公共の場を禁煙にしており、アジアでも、シンガポールや香港、韓国、台湾などで、施設の禁煙措置が進められている。このように、国や地方レベルでの法的措置を含めた受動喫煙防止対策は、世界の潮流である。

一方、日本では、二〇〇三年に施行された「健康増進法」において、多数の者が利用する施設における受動喫煙防止措置が定められたが、努力義務にとどまっている。法施行後六年が経過し、官公庁施設や学校、病院、百貨店などでは建物内禁煙が進んだが、飲食店や娯楽施設の取組みはなかなか進まない現状にある。

神奈川県が、平成十九年十月に行った調査によると、受動喫煙防止対策を実施していない飲食店や娯楽施設は約六割に上っており、さらに飲食店の七割前後が、今後対策を進める予定がない、という結果であった。他方、県民が飲食店などで受動喫煙にあつたとの回答は過半数を占めており、公共性が高い施設での喫煙規制について、賛成が八割以上を占める結果となっている。

私は、こうしたことから、現行の健康増進法の枠組みや喫煙者のマナーに期待するだけでは、受動喫煙を防止する環境を整備することは困難と考え、条例の制定に向けて検討を進めることとした。

この条例は、多くの方に影響を与えることから、検討に際し広くご意見を伺うために、県

議会での議論の積み重ねをはじめ、県民の方から直接ご意見をいただくパブリックコメントやタウンミーティング、事業者や関係団体の方との意見交換、現場訪問など、丁寧できめ細やかな対応に努めた。

この条例は、受動喫煙が健康への悪影響を与えることが明らかであることを前提として、①県民、保護者、事業者及び県の責務を定めること、②県民自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進すること、③未成年の受動喫煙による健康への悪影響から保護することによって、受動喫煙による健康への悪影響から県民の健康を守ること、を目的としている。不特定又は多数の人が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境を有する施設を公共的施設とし、施設の性格や利用の仕方によって、大きく二種類に区分し、それぞれに応じた規制を定めている。

条例の対象となる施設管理者には、①学校、病院などの第一種施設は禁煙とすること、飲食店、宿泊施設などの第二種施設は、禁煙又は分煙とすること、②喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出を防止すること、③喫煙禁止区域に灰皿などの喫煙器具や設備を置かないこと、④未成年者を喫煙区域及び喫煙所に立ち入らせないこと、⑤喫煙禁止区域で喫煙者を発見した場合、喫煙中止等を求めること、⑥「禁煙」や「分煙」などの表示を掲示すること、を義務付けている。

この条例の実効性を確保するため罰則規定を設けており、個人が喫煙禁止区域で喫煙した場合は二万円以下の過料（実際の徴収額は二千元）を、施設管理者が条例に定める義務に違反した場合は、立入調査、指導・勧告、命令などの手続きを経た上で五万円以下の過料（実際の徴収額は二万円）を科すことを定めている。

現在、平成二十二年四月からの条例施行を目指して、県民への条例周知を図るために、「吸わない人には吸わせない。神奈川からなくそう、受動喫煙」をキャッチフレーズに、キャラクターマーク「スワンズウ」を使ったキャンペーンを県内各地で展開するとともに、事業者向けの条例説明を行っている。

さらに受動喫煙防止対策は広域的に取り組んでいくことが必要であることから、八都県市首脳会議や関東地方知事会で私から提案し、国に対し受動喫煙防止対策を進めるための実効性のある措置を早期に講ずるよう連名で要望も行った。また、八都県市では、受動喫煙防止を進めるための方策や、共同啓発キャンペーンの実施についても検討を進めている。

受動喫煙防止への取組みは、大きな社会変革への取組みであると同時に、県民一人ひとりの意識改革を求める取組みである。これからは、多くの志を同じくする人々と手を携えて、日本社会の変革と国民全体の意識改革を目指すための国民運動を進め、誰もが実感できる「健康で空気がきれいな国」、他人のたばこの煙にさらされることのない「スモークフリーの社会」を実現していきたい。

